《その他》

有害鳥獣予察捕獲を実施

市内の有害鳥獣による農林作物への被害の軽減を目的として、10月末まで市内一斉の予察捕獲を実施します。

猟銃や猟犬、わなによる捕獲となりますので、期間内に山に入られる方はご注意ください。

【期間】9月28日（日）～10月31日（金）

※特に土・日曜は捕獲強化日としています。

【問い合わせ先】

林政課（物部支所内）

☎58－3120

香北支所業務管理課

☎59－2315

農政課内林政課支所

☎53－1062

里親を求めている子どもたちがいます

～10月は「里親月間」です～

親の病気やさまざまな事情によって、家族と生活できない子どもたちがいます。そのような子どもと温かい家庭的な雰囲気の中で共に暮らしながら、健やかな成長を見守りながら、自立を支援する里親を求めています。里親に関心のある方は、次へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

高知県中央児童相談所

☎088－866－6791

高知県中央東福祉保健所

☎53－3172

香美市福祉事務所

☎53－3117

生ごみ処理容器購入補助制度を利用してみませんか！（再募集）

生ごみの減量対策として、生ごみ処理容器を設置した場合、購入に係る費用に対して予算の範囲内において補助金を交付します。

家庭から出る生ごみの減量・資源化を促進するとともに、美しいまちづくりと生活環境づくりにチャレンジしてみませんか。

補助内容（1世帯につき）

補助対象機種	補　助　率	補助額上限	補助基数（上限）
ＥＭサポート	購入金額の1／2	2，000円	各世帯2基
コンポスター			各世帯1基
電気式処理容器	購入金額の1／3	30，000円	

【問い合わせ先】

環境課　☎53－1063

香北支所業務管理課

☎59－2316

物部支所業務管理課

☎58－3111

木造住宅耐震診断

今年度の受付は、12月10日（水）までです。

【対象住宅】

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（2階以下のもの）。在来工法（軸組工法および伝統構法）の一戸建て、長屋、併用住宅および共同住宅で貸家を含む。

※特殊構造・特殊構法、2×4構法、丸太組構法、工業化住宅、混構造等は対象外です。

【診断費用】3，000円（1棟につき）

【募集戸数】30戸

【申込方法】

防災対策課、各支所の事務管理課にある申込書をご利用ください。

【問い合わせ先】

防災対策課　☎53－1061

寄付

香美市教育委員会へ

妻鳥季男さん（高知市）から

吉井勇記念館の管理運営に役立ててほしいと100万円を寄付されました。

原初恵さん（土佐山田町神母ノ木）から

地元の片地小学校の教育振興（図書費）に役立ててほしいと金一封を寄付されました。

新改子安地蔵尊改築委員会から

昨年完成した子安地蔵尊のお堂の改築に寄せられた寄付の一部から、新改保育園の子どもたちのために、平太鼓とさくらんぼの木2本が寄贈されました。

香美市社会福祉協議会へ

前田薫さん（土佐山田町楠目）から

平成20年6月26日に亡くなられた夫・清繁さんの香典返しとして10万円を寄付されました。

ご相談ください、あなたのまちの行政相談委員へ！

秋の行政相談週間 10月20日(月)～26日(日)

総務省では、毎年10月に「秋の行政相談週間」を設け、各種の行事を行っています。本市では、表のとおり行政相談委員が「一日行政相談所」（無料・秘密厳守）を開設します。行政の仕事やサービスで困っていることなどありましたら、お気軽にご相談ください。

◆行政相談日程◆※時間はいずれも10時～15時

開催日	場　所	行政相談委員
10月10日(金)	プラザ八王子	樫谷雅道
10月23日(木)	奥物部ふれあいプラザ	森田菊恵
10月27日(月)	美良布地区公民館	千頭和子

また、プラザ八王子に設置する「行政相談ポスト」でも、投書で相談を受け付けています。

【問い合わせ先】
総務省高知行政評価事務所
☎088－824－4100

国保だより

特定健診・特定保健指導を受けましょう

40～74歳までの方を対象とした「特定健診」を実施しています。特定健診の対象者（注1）には、今年5～6月にかけて「特定健康診査受診券」を郵送しましたので、受診券の有効期限である平成21年1月31日までに受診してください。

特定健診を受診する際は、「特定健康診査受診券」、「国民健康保険被保険者証」、「自己負担金1,000円」等を持参して、個別健診または集団健診のどちらか1回を受診してください。受診後1～2カ月後に、高知県総合保健協会から健診結果の通知書が届きます。

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施します。対象の方には、個別通知しますので、ぜひご参加ください。

「健診を受けて目指そう　メタボゼロ」

（注1）平成20年4月1日時点で香美市国保被保険者の方が受診券の交付対象となっています。法に基づき、介護保険施設・障害者支援施設・長期入院者・妊産婦の方は、平成20年度においては特定健診対象外となりますので、受診券を発行しておりません。

【問い合わせ先】
保険課　国民健康保険係
☎53－3115

年金だより

委託業者からの国民年金保険料納付案内について

高知社会保険事務局では国民年金収納業務について、本年10月より「株式会社　トライアイ高知支店」に民間委託し、保険料の納め忘れ等がないよう被保険者の皆さまにご案内することになりました。これにより、社会保険事務所のほか、委託業者から皆さまのご自宅にお電話させていただく場合があります。（※土日・夜間もご案内させていただきます）

委託業者は一般競争入札により決定し、委託を受けた事業者は国家公務員と同様の守秘義務を課すなど情報の保護については「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」により万全の体制をとっています。保険料の納付案内は本人および連帯納付義務者（配偶者・世帯主）に行います。お留守の場合は、時間帯や曜日を変えて改めてお電話します。

また、今後は戸別訪問や文書によるご案内も予定しています。

【問い合わせ先】　保険課　医療年金係　☎53－3115

お知らせ

浄化槽を既に設置されている方、またはこれから設置される皆さんへ
～10月1日は「浄化槽の日」～

この「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法等について定めている浄化槽法が、昭和60年10月１日に全面施行されたことを記念して制定されました。

合併処理浄化槽はトイレの水洗化で快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を川などの自然に帰し、美しく豊かな自然を守ります。（トイレからの排水のみを処理する単独処理浄化槽の新設は、平成13年４月から原則禁止されています）

浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。合併処理浄化槽の普及促進を図り、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、美しい自然をみんなで守っていきましょう。

（１）保守点検

保守点検は浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充等を４カ月に１回以上実施します。(処理方式や処理対象人員によって回数は異なります)

保守点検は**浄化槽管理士のいる登録業者**に委託して行います。

（２）清掃

浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。これをそのままにしておくと、臭いや水質悪化の原因になります。**清掃**では、汚泥の除去、装置の清掃等を、年に１回以上行わなければなりません。**清掃**は**市町村の許可業者**に頼みましょう。

（３）法定検査

浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが、**法定検査**です。**保守点検**や**清掃**とは別に、必ず受けなければいけません。使用開始後３～８カ月以内に行う設置後等の水質検査と、その後、年に一回定期的に行う定期検査があります。

※高知県の指定検査機関は**（財）高知県環境検査センター**（☎088－860－2400）です。

香美市では、合併処理浄化槽を設置する方に補助金を出していますので、ご活用ください。

【問い合わせ先】下水道課　☎53－3110

ご近所に迷惑のかからない ねこ の飼い方を心がけましょう！

ねこを飼うと決めたら責任と愛情を持って一生面倒をみましょう。
捨てねこは「動物の愛護及び管理に関する法律」により禁止されています。

○ねこは室内でもストレスをためずに飼うことができますので、**室内飼いをおすすめします。**

○**不妊手術をする**ことにより、**不幸な子ねこがやむを得ず処分されるような、かわいそうなことがなくなります**。また、発情期がなくなることで喧嘩もなくなり**伝染病の感染の危険性が低下する**とともに**乳がん等の予防**にもなります。

○飼いねこの印として首輪をつけ、迷子になっても飼い主がわかるように、**名札をつけましょう。**

○**野良ねこにエサを与える**とエサを求めて**他からねこが集まって来たり、周囲にいろいろな迷惑をかけたり**被害も大きくなります。

○**飼っているねこが飼えなくなったときは…**
人に譲渡するよう努め、譲渡する方のいない場合は中央東福祉保健所で引き取ることができます。

【問い合わせ先】　健康づくり推進課　☎59－3151　　環境課　☎53－1063